

東広島市教育委員会定例会（平成29年5月）議事録【非公開（議会上程後公開）】

1 日 時 平成29年5月25日（木）午前11時5分～午前11時55分

2 出席者

(1)教育長 津森教育長

(2)委員 渡部教育長職務代理者、織田委員、長嶋委員

欠席：坂越委員、京極委員

(3)事務局 【学校教育部】

大垣学校教育部長、舛金教育調整監、池田学事課長、祭田指導課長、村上青少年育成課長、藤岡学校教育部次長兼東広島学校給食センター所長、富樫八本松学校給食センター所長、高橋福富学校給食センター所長、森住豊栄学校給食センター所長、青木河内学校給食センター所長、柴田安芸津学校給食センター所長、武上教育総務課課長補佐兼教育総務係長兼管理係長

【生涯学習部】

下宮生涯学習部長、國廣生涯学習部次長兼生涯学習課長、丸山スポーツ振興課長、岡田生涯学習部次長兼文化課長、諏訪黒瀬生涯学習センター長、中谷生涯学習課課長補佐兼学習総務係長兼管理係長

(4)書記 青山主査

3 場 所 東広島市立竹仁小学校 講堂

4 議 題

(2)議案

議案第15号 平成29年第2回東広島市議会定例会提出議案に対する意見の申出について

【非公開審議】 【原案可決】

議案第15号 平成29年第2回東広島市議会定例会提出議案に対する意見の申出について

○ 津森教育長：では、議案の審議に移ります。

議案第15号、平成29年第2回東広島市議会定例会提出議案に対する意見の申出についてを議題といたします。

議案の説明をお願いいたします。

○ 武上教育総務課課長補佐兼教育総務係長兼管理係長：それでは、議案第15号、平成29年第2回東広島市議会定例会提出議案に対する意見の申出について、ご説明申し上げます。

議案の1ページをお願いいたします。

ページの中ほど、1の提出議案でございますが、本年第2回東広島市議会定例会に提出する予定の教育委員会関係の議案は6件でございます。1件目が東広島市立学校設置条例の一部を改正する条例、2件目が東広島市天文台広場設置及び管理条例の一部を改正する条例、3件目が東広島市グリーンスポーツセンター設置及び管理条例の一部を改正する条例、4件目が東広島市歴史民俗資料館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例、5件目が東広島芸術文化ホールの設置及び管理に関する条例及び東広島市生涯学習セ

ンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例、6件目が平成29年度東広島市一般会計補正予算（第1号）（教育委員会関係分）でございます。

それでは、順に関係課から説明をさせていただきますが、(1)から(4)の4件の議案につきましては、改正理由が同一でございますので、一括してご説明を申し上げます。

それでは、2ページ、3ページをお願いいたします。

東広島市学校設置条例の一部改正の改正理由でございますが、法務局が耕地及び山間地における地番の重複を解消するために実施する山地番の変更等に伴い、教育委員会所管の公の施設の位置の表示を変更するために条例改正を行うものでございます。具体には、例えば200番地といったときに山地番と耕地番の2つがございますので、法務局におきまして山地番のほうに1万番台を加えることが行われましたので、山地番にあります学校の位置の地番を解消するものでございます。

具体には4ページをご覧ください。

1の改正の要旨の表にございますとおり、対象の小中学校は、三永小学校と磯松中学校、松賀中学校の3校で、それぞれ現行の位置の地番に1万番台をつける改正案となっております。なお、三永小学校につきましては、もともと旧図のときには930番地でありましたが、その後、国土調査で地図を整理しました結果、929番地2に変わっておりますことから、この改正に併せて現在の地番に改正するものでございます。磯松中学校、松賀中学校につきましては、現行の地番に1万番台を加える改正になっております。

次に7ページをお願いいたします。

東広島市天文台広場設置及び管理条例の一部改正についてでございますが、1の改正の要旨の表にありますとおり、同様の理由により位置の地番を変更するものでございます。

続きまして、8ページをお願いいたします。

東広島市グリーンスポーツセンター設置及び管理条例の一部改正について、1の改正の要旨にありますとおり地番を変更するものでございますが、グリーンスポーツセンターにつきましては複数の地番を表記しておりましたが、このたび市の他の公の施設の設管条例の位置の表記と統一するため、代表的な1地番である東広島市西条町下三永11016番地2を位置として今回改正するものでございます。

続きまして、11ページをお願いいたします。

東広島市歴史民俗資料館の設置及び管理に関する条例の一部改正についてでございますが、三永歴史民俗資料館の位置について、現行の地番に1万番台を加える改正を行うのに併せ、先程の三永小学校と同様に、現在の三永歴史民俗資料館がある地番に合わせて、地番変更も行っております。

なお、4件の改正条例の施行は、平成29年7月3日としております。

説明は以上でございます。

- 岡田生涯学習部次長兼文化課長：続きまして、14ページにございます東広島芸術文化ホールの設置及び管理に関する条例及び東広島市生涯学習センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について、説明をさせていただきます。

この資料にございませんが、事前の状況といたしまして、現在、西条の中心市街地にあ

ります芸術文化ホールくららでございますが、芸術文化を振興する芸術文化ホール部分と生涯学習を振興する生涯学習センター部分の2つの機能の複合施設ということになっております。したがって、法的には、この条例で芸術文化ホールの設置管理条例と生涯学習センターの設置管理条例、2つの条例が1つの施設を管理することになっております。実際に、今回条例改正をいたしますのは、その下15ページの中ほど第1条でございますように、備品の追加をいたしますので、備品の使用料、利用料金の限度額の設定をしたいと思っております。購入いたします備品は、可搬型のスクリーン、つまり、持ち運べるスクリーンと、可搬型のプロジェクターその他の映像設備、これらの備品を購入いたしますので、芸術文化ホール側の部屋でも、生涯学習センター側の部屋でも、どちらでも使えるのですが、条例としてはそれぞれの条例に同じ内容を追加していきたいと考えております。

15ページの第2条は、生涯学習センターの設置及び管理に関する条例となっております。具体的な内容につきましては、17ページをご覧くださいと思います。17ページの表でございますとおり、2の改正内容(1)のアでございますとおり、大ホール、小ホール、約1,200名入る大ホールと約300名弱入ります小ホールですが、こちらは1回当たりの利用料金で設定をしております。午前は9時から12時、午後は1時から5時、夜間は18時から22時のいわゆる時間ごと、区分ごとの設定となっておりますので、その1回の区分当たりの料金設定をしております。1回当たり可搬型スクリーンは230円、可搬型プロジェクターは1,080円となります。その時間を超えた場合は、超過時間1時間当たりの料金という形になっております。イの練習室・稽古場1につきましては、1時間当たりで部屋を貸し出すことになっておりますので、備品も1時間当たりの利用料金となっております。市民ギャラリーにつきましては1日当たりで部屋をお貸ししますが、実際、市民ギャラリーで可搬型プロジェクターを使われます際は、そのうちの一部でイベント的に行いますので、部屋の貸し時間とは分けて1時間当たりという形で貸出をしたいと考えております。(2)の生涯学習センターの附属設備につきましては、18ページでございますが、こちらも部屋を1時間当たりでお貸ししますので、可搬型プロジェクターの使用料と可搬型スクリーンの使用料を1時間当たりで設定をしております。

以上でございます。

- 津森教育長：もう一つ、補正予算についての説明は。
- 丸山スポーツ振興課長：平成29年度一般会計補正予算（第1号）（教育委員会関係分）について、ご説明させていただきます。

資料の19ページをお願いいたします。

1の歳入歳出予算補正でございます。

10款6項1目保健体育総務費のスポーツ活動活性化事業でございますが、2020年東京オリンピック・パラリンピックの機運醸成を図るため、磯松中学校において公益財団法人日本オリンピック委員会が主催するオリンピック教室の実施を計画しており、その事業費を補正するものでございます。

事業の目的でございますが、次世代を担う青少年の体力の向上を図るとともに、規律を尊ぶ態度を養うこと、また日頃の授業では味わうことのできない元オリンピック選手の技

術や経験、魅力を地域に還元してスポーツの活性化とスポーツ人口の拡大、さらに東京オリンピック・パラリンピックの事前キャンプ地誘致のホストタウンとしての事業の一つとして行うものでございます。

次に、事業の概要でございます。

元オリンピック選手が教師役となり、中学2年生を対象といたしまして1クラス2時限の構成で授業を行います。1限目は運動の時間といたしまして、専門的な技術指導ではなく運動が苦手な生徒も参加できるよう工夫された内容となっております。2限目の座学としての時間として、オリンピックの価値などをオリンピックに出場に至るまでの、あるいは実際に出場した経験を通じてわかりやすく伝えると同時に、生徒自身が自分のこととして捉え、今後に生かせるような学習内容となっております。

なお、実施につきましては10月の中旬を予定しております。

なお、補正額の62万円の内容でございますが、この事業に必要な経費の一部を負担いたしまして、主な経費といたしましては講師や補助者の謝礼、また交通費、宿泊費等が主なものでございます。

補正予算の説明は、以上でございます。

- 津森教育長：幾つかありましたが、地番の変更はよろしいですかね。その他のところでご意見や質問がございますか。
- 渡部教育長職務代理者：今ご説明があったオリンピックの教室ですけども、これはどういった方が講師として来られるのですか。
- 丸山スポーツ振興課長：講師として元オリンピック選手が1名講師として来られます。その他、補助者1名、事務局から2名の計4名体制で東広島市に来られていただくことになっています。
- 渡部教育長職務代理者：どういう方が来られるか、もうわかっているのですか。
- 丸山スポーツ振興課長：現在のところ、元選手が誰か、どの種目かというのは決定してございません。
- 渡部教育長職務代理者：そうですか。ありがとうございました。
- 長嶋委員：それから、同じ質問ですけども、オリンピック教室は、公開されるのですか。
- 津森教育長：一般に公開されるのかということですか。
- 長嶋委員：一般というか、他の学校の子どもたちも参加できるのでしょうか。
- 丸山スポーツ振興課長：中学2年生の授業を2時間行うということでございます。1限目は実技として運動、2時間目は座学といたしましてオリンピック選手が実際に経験した事とかオリンピックの活動を授業として聞いたり、また、グループ討議を入れて今後役に立つことを聞くというカリキュラムになっております。
- 長嶋委員：それを公開するという事ではないのですね。
- 丸山スポーツ振興課長：今のところはそうになっておりません。
- 長嶋委員：わかりました。ありがとうございます。
- 津森教育長：ほかにはございませんか。

なければ、原案のとおり可決することとしてよろしいでしょうか。

それでは、提案のとおり決定いたします。

---